

「緑の回廊」の延長（6月1日まで）

令和2年5月6日

- キルギス政府（外務省）は、5月5日付の公式サイトにおいて、キルギス国内に滞在する外国籍者及び無国籍者に対し、ビザを所持しない者、ビザなし滞在制度の期限が切れた者、滞在登録期限の切れた者であってもキルギスに滞在可能であり、また出国ビザの手続きを省略してキルギスから出国することも可能とする「緑の回廊」の期限を6月1日まで延長すると発表しました。
- 日本人は、60日以下の滞在であれば当地ビザが不要とされているところ、今回の延長決定により、滞在期間60日を超えて形式的に不法残留となっても、6月1日までは問題ないことが明らかになりました。
- 他方、当地から日本へ出国するルートは事実上陸路・空路ともに閉鎖されており、今後も注意が必要です。今回の措置により、キルギス国内での滞在に困難が生じる場合、末尾当館連絡先までご連絡ください。

【問い合わせ先】

在キルギス日本国大使館

所在地：ビシュケク市ラザコヴァ通り 16 番地

16, Razzakov Str., Bishkek, 720040, Kyrgyz Republic

電話番号：(0312) 300050 / 300051 FAX：300052

※「たびレジ」簡易登録をされた方でメールの配信を停止したい方は、以下のURLから停止手続きをお願いします。

<https://www.ezairyu.mofa.go.jp/tabireg/simple/delete>